

第五種共同漁業権遊漁規則

**内共第 1 4 号
第 1 5 号**

令和 7 年 7 月 1 5 日施行

長良川漁業協同組合

長良川漁業協同組合内共第 14 号及び内共第 15 号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、長良川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第 14 号及び内共第 15 号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、あまご、こい、ふな、うなぎ、なまず、もろこ、おいかわ、うぐい及びもくずがにをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭又はオンラインシステムによりしなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項又は第2項の遊漁料を同条第3項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 遊漁による漁具・漁法は、手釣、竿釣又はたも網に限るものとし、次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規 模
手釣・竿釣（いかり掛け、どぼんこ、ガリを除く）	リール竿3本迄
手釣・竿釣（いかり掛け、どぼんこ、ガリをいう）	リールまたはリール竿の使用は禁止
友釣り	掛け針の数はイカリ4本以内、チラシ3本以内、リールを使用した鮎ルアーの使用可
たも網	たも網の口径は40cm以下

2 前項に規定する漁具・漁法のうち次の表のア欄の漁具・漁法は、イ欄の区域においては、それぞれウ欄の期間はこれを行ってはならない。

ア漁具・漁法	イ区域	ウ禁止期間
いかり掛け、どぼんこ、ガリ	長良川忠節橋下流端から 下流の本川及びその支派川	1月 1日から 8月15日まで
	長良川忠節橋下流端から	1月 1日から

	上流の本川及びその支派川	8月31日まで
--	--------------	---------

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
あゆ	5月11日から12月31日まで
あまご	2月 1日から 9月30日まで
こい、ふな、うなぎ、なまず、おいかわ、もくずがに、もろこ、うぐい	1月 1日から12月31日まで

2 前項の公表は、組合及び組合が委託する釣具店に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄に掲げる期間中は、遊漁をしてはならない。

ア 区 域	イ 期 間	ウ魚種
右岸 岐阜市長良大字古津字(池の尻、小島山)との境と 左岸 岐阜市日野字堤外 3198 番の 1 畑地先とを結ぶ線から 右岸 岐阜市長良大字(古津、志段見)字(小島山、高河原) との境と 左岸 岐阜市日野字(堂洞、船伏)との境を結ぶ線まで	1月1日から 12月31日まで	全魚種
右岸 瑞穂市大字たり 3336 番の 2 地先と 左岸 岐阜市市橋下奈良中の桐 852 番の 2 地先とを結ぶ線から 右岸 瑞穂市大字河原畑 4018 番地先と 左岸 岐阜市日置江大字高付添 174 番地の 1 地先とを結ぶ線まで	9月25日 0時から 11月1日 6時まで	全魚種

長良川	右岸 岐阜市鏡島野保 3021 番地先と 左岸 岐阜市鏡島外長瀬 3143 番の 43 地先とを結ぶ線から 右岸 岐阜市鏡島下中州 3789 番地先と 左岸 岐阜市鏡島萱場 47 番地の 2 地先とを結ぶ線まで	9 月 15 日 0 時から 10 月 16 日 6 時まで	あゆ
さい川	瑞穂市役所渠南庁舎前堰堤上流端より上流 200m の間	6 月 1 日から 6 月 30 日まで	全魚種
板屋川	岐阜市黒野下鵜飼字汗邪地区堰堤下流端より下流 200m の間	4 月 1 日から 4 月 30 日まで	
伊自良川	岐阜市村山地先石谷せき上流端より上流 200m の間 岐阜市尻毛地先尻毛橋下流端より下流 200m の間	4 月 1 日から	
天王川	岐阜市河渡地先慶応橋上流端より上流 200m の間	4 月 30 日まで	
糸貫川	瑞穂市本田地先本田橋下流端より下流 200m の間		
中 川	瑞穂市只越地先只越橋上流端より上流 200m の間		
山田川	岐阜市上芥見地先水門上流端より上流 200m の間	6 月 1 日から 6 月 30 日まで	

(全長の制限)

第 6 条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
こ い	20 センチメートル
う な ぎ	30 センチメートル
あ ま ご	15 センチメートル
ふ な	6 センチメートル
う ぐ い	10 センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第 7 条 遊漁料の額は、次のとおりとする。

魚種	漁具・漁法	遊 漁 料		現場加算料
		日 釣	年 釣	
あゆ	手釣・竿釣・たも網	2,000 円	8,000 円	500 円
雑魚	手釣・竿釣・たも網	800 円	5,000 円	200 円

- 2 前項の規定にかかわらず、次の表に掲げる者の遊漁料は次のとおりとする。ただし、減免を受けようとする者はこれを証する手帳・書類等を提示しなければならない。

魚種	区分	遊漁料		現場加算料
		日釣	年釣	
鮎	18 歳以下	無料	無料	—
	心身障がい者（身体障害者手帳又は療育手帳の所持者）、75 歳以上・女性・25 歳以下の者	1,500 円	6,000 円	500 円
雑魚	18 歳以下	無料	無料	—
	心身障がい者（身体障害者手帳又は療育手帳の所持者）、75 歳以上・女性・25 歳以下の者	500 円	3,000 円	200 円

- 3 遊漁料は、組合の指定する遊漁証取扱所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。この場合には、第1項及び第2項に規定する現場加算料を合わせて納付するものとする。
- 4 前項に規定する指定遊漁証取扱所は、組合の掲示板に掲示するほか、遊漁証取扱所には「遊漁証取扱所」の標札を掲げるものとする。

（遊漁承認証に関する事項）

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
 - (2) 承認期間
 - (3) 魚種
 - (4) 漁具・漁法
 - (5) 遊漁区域
 - (6) 遊漁料の額
 - (7) 注意事項
 - (8) その他参考となるべき事項
 - (9) 発行者名
- 2 前項（1）に規定する事項は、日釣遊漁承認証においてこれを省略することができる。
- 3 遊漁承認証の交付は、前条第3項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。
- 4 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、第5条に掲げる区域内における川底をかくはんしてはならない。

5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(1) 氏名

(2) 有効期間

(3) 注意事項

(4) その他必要な事項

(5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

付則

この規則は、令和6年1月1日から施行する

付則

この規則は、令和7年7月15日から施行する